

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第8次地方分権一括法案）の 閣議決定について（会長談話）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第8次地方分権一括法案）」が、3月9日に閣議決定されました。

本法律案は、提案募集方式に基づく地方からの提案が反映されたものであり、地方自治体にとって大変重要な法案です。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限の移譲対象が指定都市から中核市に拡大されることや、義務付け・枠付けの見直し等が行われることは、地域の実情に応じた施策の展開につながるものです。

今後、通常国会に提出され、国会において審議が進められることと思いますが、十分な審議を尽くしていただき、早期に成立することを期待いたします。

また、政府においては、地方の意見を十分に踏まえた上で、所要の財源措置を講じることを望みます。

私たち指定都市は、今後とも国や他の地方自治体と連携・協力し、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献し、地方創生のリーダーとしての役割を果たしていきます。

平成30年3月12日
指定都市市長会会長

林 文子